

第3回 宮崎県都市計画審議会専門委員会

日時：令和6年6月27日（木）

10：00～11：24

場所：県庁5号館2階521号室

午前 10 時 00 分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまより第 3 回宮崎県都市計画審議会専門委員会を開会させていただきます。私は、本日、司会を務めさせていただきます、都市計画課課長補佐の脇田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会におきましては、7 名の専門委員の皆様全員に御出席を賜っております。皆様、お忙しい中、また足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、都市計画課長の松田から委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。

○松田都市計画課長 皆様、おはようございます。都市計画課長の松田でございます。第 3 回宮崎県都市計画審議会専門委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から、本県行政、とりわけ都市計画行政に多大な御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

本日の委員会では 2 つの議事をお願いしております。まず 1 つ目は、都市計画区域マスタープランの見直しです。今年度から来年度にかけ、県内 6 圏域における都市計画区域マスタープランの見直しを行うこととしており、見直しに際しまして、延べ 3 回程度この委員会において皆様から御意見をいただきたいと考えております。

区域マスタープランは、将来のまちづくりを定める重要な計画でありますことから、委員の皆様には、本県の今後の都市計画のあるべき姿について御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、2 つ目でございますが、昨年度より検討しておりました清武南インターチェンジ周辺での準都市計画区域についてであります。本日は、指定の範囲について、都市計画基礎調査の結果を踏まえて御説明をさせていただきます。

最後になりますが、本日は活発な御議論をいただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料は、A 4 判で会次第と委員名簿が両面となったもの。それから配席図。それから、右上に資料 1 と記載がございます「都市計画区域マスタープランの改定について」と書かれたもの。同じく右上に資料 2 と記載がございます「準都市計画区域の指定に関する検討について」と書かれたもの。さらに、資料 3-1、3-2 といたしまして、資

料2にある準都市計画区域の指定候補区域を拡大したものの。このほか、青色のドッチファイルに、県の都市計画に関する基本方針など、委員会に関する資料を閉じ込んだものを配りしております。なお、参考資料といたしまして、都市計画審議会関係法令等を閉じ込んだ黄色のファイルも配りしております。こちらは会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速、本日の議事に移らせていただきます。

ここからの議事進行は、嶋本委員長にお願いしたいと存じます。嶋本委員長、よろしくお願いいたします。

○嶋本委員長 嶋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

まず、事務局から、本日の委員会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の出井です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事について御説明いたします。お手元にあります会議次第を御覧ください。

本日の議事は、1番目が「都市計画区域マスタープランの改定について」、2番目が「準都市計画区域の指定に関する検討について」の2件でございます。議事の内容についてそれぞれ事務局より御説明をさせていただいて、その後、委員の皆様から御意見などをいただきたいと考えております。

なお、議事の2つ目の「準都市計画区域の指定に関する検討について」は、本日の会議で指定の要否について決定させていただく予定としておりましたが、前回の専門委員会でもいただいた御意見や都市計画基礎調査の結果を踏まえ、今回は、指定検討区域や森林地域を含める必要性について、委員の皆様から御意見をお伺いしたいと考えております。

指定の要否につきましては、今回いただく御意見を取りまとめた上で、次回開催する専門委員会において最終的な判断をさせていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○嶋本委員長 委員の皆様、今、事務局から説明していただいたとおりに進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○嶋本委員長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議事の1つ目である「都市計画区域マスタープランの改定について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の佐藤です。都市計画区域マスタープランの改定について御説明します。資料は資料1の1ページから5ページになっております。必要に応じて御参照ください。

まず初めに、都市計画区域マスタープランについて御説明いたします。

都市計画法第6条の2において、都市計画区域については、都市計画に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとするとしてされております。この方針がいわゆる都市計画区域マスタープランであり、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示すものとなります。

国が示す都市計画運用指針では、都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、基本的な方向性を示すものとして定められるべきとされており、また、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備目標として示すことが望ましいとされております。

次に、本県の都市計画区域マスタープランの位置づけについて御説明します。

スライドには、都市計画区域マスタープランとこれに関連する上位計画などを体系図でお示ししています。上位計画として、本県の県政運営の指針であります宮崎県総合計画がございます。この内容を踏まえ、県内各都市における都市計画、都市づくりを推進していくための基本的な考え方を、「宮崎県都市計画に関する基本方針」として定めております。この基本方針に基づき、県が都市計画区域マスタープランとして、都市計画の目標、区域区分の有無と定める方針、主要な都市計画の決定の方針を定めております。

都市計画区域に定められる都市計画や、市・町が定める都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即したものでなければならないとされております。

次に、都市計画区域マスタープランの策定範囲について御説明します。県内には19の市町に、スライド右の図に赤で囲まれた18の都市計画区域が指定されていますが、日常生活などで一体性のある広域的な地域を一つの圏域として捉え、北から順に、東臼杵・西臼杵、児湯、西諸県、中部、北諸県、南那珂の6つの圏域に集約して、都市計画区域マスタープランを策定し、広域的な観点から都市計画の方針を示しております。

都市計画区域マスタープランの改定について御説明します。

表の上段に示すとおり、前回の改定は令和4年6月に行っております。その後、下段に示す令和2年の国勢調査を基準として、令和4年度に東白杵・西白杵、児湯、北諸島の3つの圏域の都市計画基礎調査を実施し、令和5年度は、中部、西諸島、南那珂の3つの圏域の都市計画基礎調査を実施しました。

都市計画基礎調査とは、都市計画法第6条第1項に定められた法定の調査であり、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査となります。

令和4年度から令和5年度で各圏域の都市計画基礎調査が終了したことから、結果を反映した都市計画区域マスタープランとするため、改定作業を開始したいと考えております。

次に、都市計画区域マスタープランの構成について御説明します。

本県の都市計画区域マスタープランは、第1章に基本的事項として、本県の目指すまちづくり、将来の都市構造、第2章に都市計画の目標として、圏域ごとのまちづくりの基本方向、地域ごとの市街地像、第3章に区域区分の決定の有無及び定める際の方針、第4章に主要な都市計画の決定方針として、土地利用や都市施設、自然環境、防災都市づくり等の方針についてお示ししております。

都市計画区域マスタープランの改定事項案について御説明します。

令和4年度から令和5年度にかけて、都市計画区域内の都市現況及び将来の見通しを把握するために都市計画基礎調査を実施しておりますので、そちらの結果と、前回の改定以降の産業用地促進のための土地利用や防災まちづくりの方針など、関係法令や国の方針の改正を踏まえ、地域ごとの市街地像の検証や都市計画基礎調査の結果の分析、優先的に整備する都市施設の検証を行い、準都市計画区域を指定する場合には、その方針の記載を予定しております。

次に、検討の進め方について御説明します。

改定作業は、各市・町、県の出先機関及び県の関係部局で構成する庁内検討会、並びに専門委員会にて意見をいただきながら進めてまいります。専門委員会では、現在、準都市計画区域の指定の可否について御意見をいただいているところですが、引き続き、都市計画区域マスタープランの改定についても御意見を伺ってまいりたいと考えております。

最後に、改定スケジュール案を御説明いたします。

令和7年度末の改定公表を目指して、作業を進めてまいりたいと考えております。今年

度末には素案を作成し、専門委員会にて御意見をいただきたいと考えております。

説明は以上です。

○**嶋本委員長** ありがとうございます。改定のスケジュール等についての説明だったかと思えますけれども、事務局からの説明について、御質問や御意見はありますでしょうか。

○**OA 委員** 御説明ありがとうございました。

マスタープランの改定をめぐって、考えなければいけない外部環境の変化については、整理をしていく必要があるのではないかと思います。具体的には、マーケティング的な視点で、分析手法のフレームでPEST分析というものがあります。政治制度の問題、経済、社会、テクノロジー（技術）、その4つの観点から都市計画を考えていく上で、どういう要因がこれから10年、20年かかってくるのかという整理をしていく必要があるのではないかと思います。すなわち政治的な要因とすれば、規制緩和の方向にあるのか、それとも強化する方向にあるのか。経済という観点で見たときに、グローバル化が進んできたけれども、その中でインバウンドのお客さんが増えてくるとか、ないしは工場が円安で戻ってくるとか、社会という面でいうと少子化、高齢化という要因があるとか、技術という面でいうとAIとか様々な技術が出てくるだろうと。そういった観点の中から、都市計画区域マスタープランというものがどうあるべきかといった外部環境の整理は当然行われた上で、外部環境の変化に対して都市計画自身がどうあるべきかという議論をしていく必要があるかと思います。

そういった観点で、PEST分析といったところを示しながら、それぞれの地域で都市計画区域マスタープランがどうあるべきかという議論をしていくことが必要ではないかと感じたところです。以上です。

○**嶋本委員長** ありがとうございます。重要なポイントであると思えますけれども、事務局からもし何かコメント等ありましたら、お願いいたします。

○**事務局** A 委員からお話があったとおりでございます。宮崎を含め日本国内は人口減少の世の中になっている中で、例えば熊本のように新たな産業が立地している状況もあります。そういったことも踏まえて、今後、この専門委員会の中でマスタープランの改定の内容、あと、国のほうでは災害に強いまちづくりとか事前復興の考え方もございます。そうした考え方をどこまで踏み込んで書いていくかというところもございますので、次回の専門委員会、マスタープランに関しては2月頃を予定しておりますが、その中で素案をお示しして、再度委員の方の御意見を伺っていきたいと考えております。以上です。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○OB 委員 今、事務局のほうからお話のあった、国が人口減少社会の中で、集中と分散、どういう方向性のベクトルを持っているのかというのが曖昧な状況の中で、宮崎県としては、これだけ広い県域を今後ある程度コンパクトに仕上げていくのか。それとも相変わらずそれぞれの地域にそれぞれの価値を見出しながら分散的な都市計画をしていくのか。具体的に言いますと、例えば防災の話になると、災害リスクというのは人口が非集中しているところで起きる。そこに復旧復興でどれだけ事前も含めて金を突っ込んでいくのか、限られた資源の中でどういうふうな事前復興も含めてやっていくのか、その辺りのベクトルをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○嶋本委員長 ありがとうございます。事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 B 委員からお話がありました人口減少と集中と分散という考え方、国の考え方もいろいろございますが、今のところ、宮崎県内の都市部、宮崎、都城、延岡、日向、ございますが、増加傾向にはないところです。確かに宮崎は山間部が結構多く、災害リスクは山間部のほうが多かったです。大きな方向性としては、県内の例えば宮崎だったり、県北だったり、核となる都市がございますので、それぞれの中でコンパクトなまちづくりをしていくという方向性は変わらないのかなと今のところは考えております。昨年度までの基礎調査を踏まえてマスタープランの中でどのように表現していくかというところは、今からの改定の内容に反映させていくことになるかと思っております。以上です。

○嶋本委員長 よろしいですか。

○OB 委員 ある程度の規模のある都市、宮崎とか都城とか延岡とか、そういうところはよろしいかと思いますが、中山間地域に広く点在しているような集落も含めて、こういうところを自然淘汰の方向で考えてしまうというのであれば、そういう考え方も一つあるとは思いますが、ここ10年あるいは20年くらいの間での施策をまずは示せということであれば、そういう地域の人口減少動態と、今後そこにどれだけ資本を追加していくのかという、そのバランスがある程度重要になるかと思っております。以上です。

○嶋本委員長 今後検討していただくということによろしいですか。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

ないようでしたら、次の議題に移りますが、いいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事の2つ目に移りたいと思います。「準都市計画区域の指定に関する検討に

ついて」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 準都市計画区域の指定に関する検討について御説明します。資料は資料2の1ページから7ページになっております。必要に応じて御参照ください。

初めに、これまでの経緯について御説明します。

専門委員会では、東九州自動車道清武南―日南北郷間の開通を機に、清武南インターチェンジ周辺の利便性がさらに向上し、無秩序な都市的土地利用の可能性が高まっていることから、清武南インターチェンジから約2キロメートル圏内の準都市計画区域指定の必要性について御意見をいただいております。

前回御説明したとおり、準都市計画区域検討範囲内には、黄着色の農用地区域、赤着色の公有林、青着色の国有林、黄土色に着色された保安林が含まれております。着色のない部分は、地域森林計画の対象となる民有林や農業振興地域内の農用地区域外となります。

昨年度までに開催した専門委員会では、インターチェンジ周辺は、地域経済、人・物の流れを変化させるため規制をかけるのは望ましいとの意見や、国の都市計画運用指針と検討範囲内の整合を取りまとめた表をスライドにお示ししていますが、検討範囲内は森林が広がっており、国の方針では、準都市計画区域に含めないことが望ましいとされているため、指定をする場合には、しっかりとした根拠と理由が必要であるとの御意見をいただいたところです。

昨年度までの方針として、専門委員会での御意見や国の運用指針を基に、検討範囲内に含まれる規制の中で、保安林については、規制の内容や運用指針に基づき、準都市計画区域に含めないものとししました。また、林地開発後の残地の都市的土地利用が懸念される森林や、重複して指定ができる農用地区域については、都市計画基礎調査にて開発動向を分析し、調査の客観的な分析結果を加味し、関係法令を所管する部局と準都市計画区域に関する最終的な調整を行った上で判断することとなりました。

それでは、都市計画基礎調査の結果について御説明します。

まずは人口についてです。こちらは国勢調査の結果に基づき調査をしております。平成22年から令和2年度までにおいて、区域内の人口はおおむね横ばいで推移しています。人口の多くは、清武町今泉地区の工業団地周辺や沓掛地区の駅周辺に集中しています。人口密度の増減も調査の結果、大きな増加は見られませんでした。

次に、土地利用についてです。調査区域の約8割は山林や農地が占めています。国道269号及び日向沓掛駅周辺、県道340号及び水無川沿いに住宅用地が集中し、その周辺に商業・

工業が点在しております。

農地転用現況については、平成 28 年度以降、年間 6 件前後で推移しています。スライド左下に農地転用箇所の子な位置をお示ししてはいますが、全て農用地区域外で、既存の住宅地に近接している場所となつております。また、スライド右上に農地転用状況の表をお示ししてはいます。転用目的は、住宅と、その他の項目として農作業用施設や太陽光発電施設が多くを占めています。

次に、建物動向についてです。調査区域では、令和元年まで住宅の新築が増加傾向で、その後減少してはいます。令和元年に商業系の建物が 3 件新築されていますが、いずれも国道 269 号沿いと県道 340 号沿いとなります。区域内の約 7 割の土地が住宅として利用されている状況です。

これまで、準都市計画区域の検討範囲を清武南インターチェンジから約 2 キロメートル圏内としてはいましたが、都市計画基礎調査の結果、農地転用は一定数あるものの、農用地区域での転用はなく、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法により優良農地の保全は保たれてはいます。

また、国道 269 号、県道 340 号の幹線道路沿いに建物が多く立地していることから、新たな準都市計画区域の検討範囲は、農用地区域を含まない清武南インターチェンジにつながる幹線道路である県道清武南インター線と市道丸目インター線周辺の青の丸で囲まれた区域で提案をさせていただきたいと考えてはいます。

こちらは A 3 サイズでスライドと同じもの、航空写真で示したものの 2 種類を別途添付してはいます。必要に応じて御覧ください。

なお、新たな検討区域のほとんどが地域森林計画対象民有林であり、一定規模以上の面積を有する開発において、森林法に基づく許可が必要となります。

ここで改めて林地開発許可制度について御説明します。

新たな指定候補区域は、森林法第 5 条に基づく地域森林計画対象民有林であり、その場合、一時的な土砂の採掘、林地以外への転用などの土地の形質を変える行為は開発許可が必要となります。用途の規制はありません。林地開発許可対象の行為として、太陽光発電設備の設置を目的としない場合には、開発面積が 1 ヘクタールを超えるもの、太陽光発電設備を目的とする場合には、開発面積が 0.5 ヘクタールを超えるものとなっています。

林地開発許可については、スライド右側に林野庁の資料をお示ししてはいますが、申請が資料に示された要件を満たす場合には、許可しなければならないとされてはいます。

スライドには平成 24 年からの県内の林地開発許可件数をお示ししております。林地開発の目的の多くは太陽光発電設備であり、次いで風力発電、その他の住宅造成や産廃施設等となっております。林地開発の目的達成後、森林としての再生が見込めない場合には、地域森林計画の対象から除外され、森林法の規制がかからないこととなります。森林につきましては、国の示す都市計画運用指針において「含めないことが望ましい」と記載されております。これは森林法に基づく規制が既にかかっているためと考えられます。

スライドにお示しする黒丸で示している箇所は、太陽光発電施設や作業所として利用されており、現在、地域森林計画から除外されている区域となります。

スライドは当該区域周辺の航空写真をお示ししております。赤で示す区域は、スライド 12 にてお示ししたとおり、地域森林計画から除外されており、森林法は適用されておられません。また、黄色で示す区域は、林地開発許可を受け、現在許可期間中ではありますが、今後森林としての再生の見込みがない場合には、地域森林計画から除外される可能性があります。

したがって、検討区域は、インターチェンジ周辺という立地条件から無秩序な開発の可能性があり、既に森林法が適用されていない土地や、林地開発許可を受けて今後地域森林計画から除外される可能性が高い土地がある区域であると考えております。

今回の専門委員会では、改めてお示しした指定検討区域についてや、森林地域を含める必要性についての御意見をいただきたいと考えております。

また、事前に御説明したとおり、準都市計画区域の指定の要否の判断につきましては、今回いただく意見を取りまとめた上で、12 月の専門委員会にて判断したいと考えております。

都市計画審議会への報告は、令和 7 年 3 月の宮崎県都市計画審議会で報告したいと考えております。

説明は以上です。

○嶋本委員長 ありがとうございます。

準都市計画区域の指定に関しましては、まず宮崎市からの意見も伺いたいと思います。本日出席されている宮崎市より説明をお願いいたします。

○宮崎市 お疲れさまです。宮崎市都市計画課課長補佐をしております久米田と言います。よろしく願いいたします。私のほうから、本市関係部署から聞き取った意見について御紹介させていただきます。

まず、私ども都市計画課の意見になります。一番上でございます。インターチェンジ周辺というのは物流・工業の適地としての役割がまずございます。現在、本市でも都市計画マスタープランの改定作業をしております、その中で物流・工業拠点として新たに位置づけ、今後適正な土地利用の誘導を図っていきたいと考えているところでございます。

次に2つ目でございます。工場立地法、大店法関連としまして、企業立地推進課、産業政策課という部署から意見をいただいております。こちらにつきましては、企業誘致には工業団地の確保が必要だと。インターチェンジ周辺は特に工業団地の適地として高い機能を有していると。そのため、大規模商業施設、集客施設については、原則としてそのエリアに対して立地を抑制する必要があるという意見をいただいております。

次に、最後になりますが、4番目、森林法関係でございます。森林水産課からの意見としまして、準都市計画区域に指定することにより、乱開発防止対策になることに期待をしているという意見をいただいております。以上でございます。

○嶋本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局あるいは宮崎市からの説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。

○OA 委員 まず、事務局に一点確認ですけれども、説明のあったポイントは、11ページのところで、森林法に基づく開発行為の許可が出て、それによって再生の見込みがない場合には地域森林計画の対象から除外されて、除外されると森林法の規制はかからないということで、この可能性があるのは13枚目のスライドの黄色で示す区域だと。ここはもう規制がかけられなくなる。そうなってしまうと無秩序な開発になるということで間違いないのか、そこを確認したいのですが、それでいいわけですか。

○事務局 黄色でお示ししているエリアについては、恐らく森林としての再生が見込めない土地とみなされることになろうかと思えます。森林計画自体が5年に一回の見直しが行なされると。宮崎のエリアですと、昨年度見直しが行なわれていますので、恐らく5年後の見直しの時点で、森林法がかぶらない、計画から除外される扱いになると思われれます。

○OA 委員 その黄色のところ、例えば工場をつくりたいとか商業施設をつくりたいとかそういうものが出てきたときには、法律的な規制は緩くなっているといえますか、その辺はどうなんですか。商業施設や工場をつくりたいという中で規制がかかるのかどうか、それはどうなんですか。

○事務局 今の時点では規制はかからないことになりますので、例えば大きな商業施設や

工場も含めて、立地する可能性は十分にあるということになります。

○OA 委員 分かりました。ありがとうございます。それが無秩序な開発行為につながる懸念があるということですね。

○事務局 はい。

○OA 委員 続いて宮崎市さんにお伺いしたいのですが、先ほどの資料の説明の中で、今、市の都市計画マスタープランの見直しをしていると。その中で、高速道路のインターチェンジ付近においては物流・工業の適地としての役割があり、そこに対して適切な誘導を図っていくと。一方で、今回議論している清武南インターのところでは無秩序な開発の可能性があると。この部分をどう最終的に判断されるのか。誘導して、インターチェンジ付近は工業や物流の拠点としての役割があって重要だと言いつつ、今回の清武南については保全するという考え方も森林水産課は言っていると。最終的にどういう判断をされるのか、どういう考え方に基づくか、お伺いします。

○宮崎市 森林法の観点から、森林の保全は重要だと思っております。ただ、外からの経済を呼び込むとか、雇用の創出というところから、市の考えとして、清武南インター周辺は物流・工業に適した土地であるとも言っておりますので、そういう案件があれば、関係部署と調整した上で、開発ができるように土地利用の誘導を図っていきたいと思っております。

○OA 委員 そうすると、はっきり言うと、今回、準都市計画区域に指定されては困るということなんですか。

○宮崎市 そうではなくて、ちょっと説明が不足しておりましたが、準都市計画区域で指定するのは面積要件だけです。さらに宮崎市のほうでは特定用途制限地域というもののかけてまして、そこに建てられる、要は開発できる用途を規制していきたいと考えておまして、そこで、先ほど言いましたように、物流関係、工業関係であればよいという方向性を持って今考えているところです。

○OA 委員 ここはすごく重要な論点で、これまでのこの委員会では、インターチェンジ付近に関しては無秩序な開発の可能性があるので、そこは抑制しなきゃいけないと。一方で宮崎市さんは、今のお話でいくと、ここの開発というのは可能性もあるし、一応その規制はあるとは言うけれども、可能性は残しておきたいという考え方ですね。これは矛盾しているんですよ。それをどう考えるかはきちんと整理した上で、宮崎市さんの考え方と県の考え方の違いを示した上で判断する必要があるのではないかと思います。

これは私の意見ですが、市の都市計画マスタープランの考え方からすれば、物流・工業拠点というのは国富のインター周辺のところ、これは宮崎市から出てしまいますが、宮崎市にはもう工業団地がなくて企業誘致ができない中でどこに誘導していくかというのは、国富のスマートインター周辺のところがあって、その辺をどうするのかの議論も当然あると思います。

ただ、今回、市の都市計画からすれば、可能性は残しておきたいと。何か企業誘致の案件が来たときに残しておきたいくらいにあまり規制はしてほしくないというところが本音なんですかね。そこを聞かせてほしいんです。

○宮崎市 無秩序な開発をするのはいけないと思っております、ただ、都市計画区域外ですので、例えば商業施設といった開発が認められるエリアではあります。そういう開発が起こってしまって周辺に住居系の建物が張りつくと、先ほどお示した県道、市道が有事の際には渋滞してしまう懸念もあると思います。

一方で、宮崎市としては、今、インターチェンジ周辺というのは物流・工業系として進めていきたいという考えがございますので、森林法で守られているとはいえ、無秩序な開発を抑制するためには、土地利用の誘導という意味で物流・工業系の拠点として位置づけて、そういう業種だけが来れるようなエリアとして確保したいという考えでございます。

○OA 委員 「無秩序」の定義とは何ぞやというのがあられるでしょうし、県のマスタープランと市のマスタープランとの差が出てしまうといいますか、考え方がずれてしまうのは都市計画上よくないことでありますので、これはしっかり詰めていただいて、まず、無秩序はよくないということの「無秩序」とは何なのか。あと、ここの開発というものは無秩序になる可能性があるのではという、これまでの議論の積み上げと市の考え方との違い、認識の違いも整理していただいて、県の都市マスと市の都市マスがずれることがないようにしていただきたいというのが私の意見です。以上です。

○嶋本委員長 ありがとうございます。事務局は特によろしいですか。

○事務局 ちょっと補足させていただきたいんですけども、前のスライドをご覧いただきたいのですが、今、当該地は都市計画区域外ですので、1万平米以上の開発行為については許可が必要。準都市計画区域を指定することによって3,000平米以上の開発行為については許可が必要になる。それと建築基準法に関しては、現在、都市計画区域外ですので、容積率や建ぺい率といった集団規定の規制はありませんが、準都市計画区域に指定することによって集団規定が適用されることとなります。

それと重要なのが一番下なんですけれども、床面積の合計が1万平米を超えるような大規模集客施設は、この準都市計画区域を指定することによって建築できなくなる。事務局として宮崎市さんと話をする中で、準都市計画区域を指定することによる効果というのは一番下のところなのかなと考えているところです。

もう一つ補足ですけれども、先ほど都市計画マスタープランのお話があったかと思いません。当該地は今、都市計画区域外ですので、直接的に都市計画マスタープランの対象地ではないのかなと考えていますが、国富のインターチェンジ付近とか、ほかの都市計画区域の中のインターチェンジというのは、周辺に工業とか物流の拠点が立地してほしいという方針を立てているところです。都市計画区域外ではありますが、清武南インターチェンジ付近というのは、物流・工業については立地をさせていくことになるのかなと考えているところです。以上です。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○OB 委員 この指定の話ですが、今ちょうどスライドが出ましたが、太陽光発電みたいなものが今どんどん規模が大きくなっていて、メガソーラーがあちこちで出来上がっている一方で、その上にある土取場はあの状態で、森林の再生はないであろうということで規制の枠にはまってしまうわけですね。

私、ちょっと気になるのは、宮崎市さんが先ほど、将来的にはこういう土地は物流の拠点として非常に有用なところと考えていて、乱開発のない状況で計画の中に入れていきたいという話でしたが、一番気になるのは、そういう将来的なニーズは理解できますが、例えば下の部分の太陽光のところも十数年すれば裸地に変わる可能性もあるし、そういうのが広がっていく可能性もこの中にあるわけです。

一方で、将来的に有用な土地利用と、物流の拠点というお話で、それまでの間にこういうところがあの状態で放置されていくことは、仮に太陽光がなくなって同じような裸地として残されていってしまうことは、防災あるいは環境面からすると非常によろしくない場が広がっていくことになる。実際の開発が具体化して物流の拠点になりますよという間までどういう手当てをしながら規制をかけていくかというところがないと、裸地ばかりが広がっていく可能性は払拭できないという懸念が残りますが、網にかかっているので開発はできないけれども、今のような森林がはげってしまったところは、いつまで続くか分からない中でどうやって管理するのか。そこはどのようなふうと考えていけばよろしいのでしょうか。

○嶋本委員長 事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 これは非常に難しい話で、現状では太陽光に関しては規制する方法がない。立地に関しても、例えば何十年かたった後、裸地になったときに、それを何か規制する手立では現時点ではないというのがお答えにはなるんですけども、森林部署とかいろいろこちらでも聞き取り調査をさせていただきましたが、現状では規制するすべがないということでございます。以上です。

○OB 委員 それは分かった上でお聞きしたんですが、十数年後か何か分かりませんが、その辺りの考え方といいますか、宮崎市さんのほうで何かあるのか分かりませんが、それがないと、われわれ、どうぞ規制の網をかけてください、乱開発がないからいいですよねと言われても、まあそうかなということで、なかなかコンセンサスを得るのは難しいのではないかなという気がします。

○宮崎市 宮崎市のほうから少しお話しさせていただきますと、先ほど述べました特定用途制限地域というものを、準都市計画区域の定められたエリアにその区域——地域地区と言いますが——を定めることができます。それは何かといいますと、面積要件がぐっと下がるということも一つありますが、そこで規制すべき用途を定めることができます。例えば冒頭言いました大規模商業施設ですとか、今ここに出ている太陽光発電施設ですとか、そういった施設の開発を抑制することができます。ですので、併せて言いますと、宮崎市としては物流・工業系ですので、そういう業種だけが入れるようなエリアとして保全していきたいと思っております。

○OB 委員 ありがとうございます。偶然ですが、これは大した面積ではなくて、一方で、今盛んにやられているメガソーラーはこんな面積では全然足りないお話になってくるので、そういう懸念事項がないような形での規制のかけ方をぜひやっていただきたいと思います。

○嶋本委員長 ありがとうございます。では、C委員、お願いします。

○OC 委員 お伺いしたいのは、このような2つのインターチェンジの間に挟まれた場所というのは、今目的と言われている中の一つである流通や工業の起点となる場所として非常に需要が高いと思います。都城でも今、都城志布志道路のインターチェンジ周りの工業団地の需要が高まっておりまして、工業団地の造成や分譲を行っていますが、需要に対して対応できていない状況です。より人口規模が大きかったり、あるいはこのように東九州道と宮崎自動車道がちょうどいい感じで利用できる場所というと、かなりそういった需要が

見込まれるのではないかということで、宮崎市さんのほうでもしそういった需要とか問い合わせを把握されていれば、具体的な話までいかなくても問い合わせ等があれば、ここを準都市計画区域に指定した上で、特定用途制限をかけて保全をしながら開発していくことは非常に意味があると思いますが、そういった需要等についての把握とかございましたら教えてください。

○宮崎市 宮崎市のほうでは既にいろいろな開発相談を受けております。特にこういうインターチェンジ周辺はそれなりのヤードがございますので、開発の相談を受けています。清武南インターチェンジ周辺についても図面を買われる業者さんはいらっしゃいます。ただ、今は都市計画区域外でいろいろな開発ができる状況でございますから、できる限り早く規制という形で用途を定めていきたいと考えているところです。

○OC委員 ありがとうございます。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほか御意見等ありますでしょうか。

○OD委員 確認でお聞きしたいのですが、資料3-1と3-2の丸で囲まれた範囲が指定候補範囲ということで説明いただきましたが、現状この範囲内で関係法令で問題になるのは森林法5条だけと理解してよろしいでしょうか。もちろん農地法はありますけれども、それを除けば、主に検討が要るのは森林法5条ということよろしいでしょうか。

○事務局 重複しているのは民有林ですけれども、森林法が重複してかかっています。あと農業関係でいいますと、農振法でいう青地ではなく、白地についてはこの範囲内にあるということになります。

○OD委員 あとは、先ほどの御説明で、森林法5条森林について「含めないことが望ましい」ということです。万一将来的に、含めないほうが望ましいので、含めない森林が出てきた場合に、この候補地を例えば2つに分けることは考えられるのでしょうか。それとも、対象の区域は1つで、その区域の範囲を縮小なり変形なりさせるということになるのでしょうか。もちろんまだ仮定の話ですので、大まかな話で結構なんですけど、教えてください。

○事務局 この丸で囲んだエリアについては森林法がかぶっていますが、民有林ということもありまして、今まで御説明したとおり、林地開発許可が申請されれば許可せざるを得ないというような土地です。

エリアを分ける考えは今のところはありませんが、外すとすれば、保安林が一部ございます。資料の2ページ目にお示しした黄土色のエリアが丸の中に一部入っていますので、そういう部分については除外していく方向で考えております。

OD 委員 そうしましたら、現状入っている保安林については「含めるべきでない」という指針になっておりますので、基本的には検討せずに含めないということで。

○事務局 保安林に関しては、保安林のほうの規制がかなり厳しいものになっておりますので、最初から含めないということで考えております。

OD 委員 分かりました。ありがとうございます。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほか御意見等ございますでしょうか。

OA 委員 先ほど事務局の説明で、県の都市マスとの関係の中で、高速道路のインター付近は工業と物流拠点としての位置づけをしていくという発言があったかと思いますが、これまでこの委員会で議論した清武南のときはそういった話が出てこなかったもので、都市マスでここは工業と物流を位置づけるという話だったら、それは早く言ってほしいといえますか、ここは都市マスとしては工業・物流の拠点にするという話をしないで、ここは保全が必要だと言っておいて、後から、それはやっぱり工業・物流なんだと言われても、何のためにこういう議論をしてきたのか、ちょっとそこは説明に矛盾があると思ったんですが、どう考えられているのかお話ししていただきたいんです。

○嶋本委員長 事務局、いかがですか。

OA 委員 説明をしてもらわないと、何だったんだと。だったら、そういう中でどういう位置づけをするんだという議論になると思うんです。

○事務局 すみません、昨年度までの話の中で詳細な説明がなかったことはおわび申し上げます。今お手元にドッチファイルの資料がございまして、中部圏域の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針という冊子がございます。その10ページ目、これは都市計画区域の中のお話ですので、当然清武南は入っていませんが、都市計画区域の中の考えとしましては、インターチェンジ付近は工業・物流関係を集約していきましょうという方針で動いている状況でございます。

OA 委員 そう言われても、これまでの説明にそういった話は入っていなかった記憶が私もありますので、もう少しちゃんと詰めていくといえますか、規制をかけるというのは財産権を規制することになるので、その中でしっかりとした議論を積み上げていかなければいけない中で、都市マス上にもそういった位置づけがあって、それは位置づけるんだという説明がなかった中で我々議論するのは非常にまずいのではないかと。まさに財産権を制約するので、しっかりとした積み上げといえますか、説明は重要だろうと感じたところで。以上です。

○嶋本委員長 ありがとうございます。何かありますか。

○事務局 何かを指定するとか新たなことをするときには、やはり上位計画があつて、こういう方針のもとでこういう区域を設定しますという整理された考えが必要なのかなと思っております。昨年度までの御説明でその辺がちょっと足りなかったのかなと思っておりますので、申し訳ございません。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほか御意見等ございますでしょうか。

○OE 委員 確認をさせてください。先ほどのやりとりの中で、この指定区域内には農振農用地、青地はないと、白地だけだという御説明です。でも、宮崎市さんの資料は一部農用地が入っている資料だったように思いますが、その確認をお願いします。

○宮崎市 すみません、宮崎市です。今お示ししている絵が最新版となっております。含まれると言われているところが、右側のため池のもとに一部農地がございまして、関係課から意見を伺ったときは、そこを含んだ形で意見を求めたものですから、そのような回答となっております。ただ、今回は農地を含まない整理をいたしておりますので、この意見とはちょっと矛盾するところがございます。

○OE 委員 では、事務局の説明が正ということですね。

○宮崎市 はい。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほか御意見いかがでしょうか。

○OF 委員 最初、2キロメートルの丸い範囲という話でしたが、コンパクトに小さくなったという案でいいんですね。そこの中の森林は民有林で転用の可能性があるから、保安林を残して森林も指定をしましょうという感じで、小さいところを区域としようという検討でよろしいでしょうか。

○事務局 最初にお示したのは、清武南インターチェンジから2キロ圏内の丸でお示していましたが、この中には国道や既に集落が形成されている沓掛地区とかございます。あまりにも幅広に二重で規制をかけることは避けようということで、インターチェンジを中心として、県道、市道の周辺に開発や立地は多くなるであろうというところで、今お示ししている範囲に狭めた形で今のところは指定を考えております。

○OF 委員 ありがとうございます。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほか御意見等ございますでしょうか。

○OA 委員 ちょっと一言言わせてください。最初の案から狭まったという説明はどこであったですかね。

OF 委員 前は、まだ範囲は決まっていなかったという意見でしたよね。2キロメートルの丸だけで、まだ範囲は調査中で決まっていなかったというお話だったから、次回にもうちょっと区域を指定した形で提案しようというようにお話でしたよね。

OA 委員 政策判断というのはすごく重要なんです。どういう根拠に基づいてという説明がやはり必要なんです。そういうところをさっと抜かして、ここだという。説明をしっかりとしてくださいよ。僕はこの委員会に出ていて、説明がもうちょっと。結果だけなんですよ。政策判断というのはやはりプロセスが重要で、こういう根拠でこうしましたというのがなくて、結果だけここに出されてきて、意見聞きましたみたいな、それじゃまずいですよ。申し訳ないけど、これは県の政策能力の問題ですよ。しっかり頑張ってほしい。財産権を制約する話なので、きちんと根拠を持った形で、それでこういうふうになりましたと。一応広げておいたんだけど、こういう形でこれは除外してこうしましたというプロセスがすごく重要なんです。それがすばっと抜けてやっているというのは、県庁、大丈夫かと、そう思いました。以上です。

○嶋本委員長 重要なポイントのような気がします、範囲の示し方ですね。たしか以前は道路から300メートルとかそういう数字も出てきた記憶はありますが、示し方についてもしお考えとかあれば説明をお願いできますでしょうか。

○事務局 すみません、御説明のスピードも速かったので、5ページから9ページをもう一回御説明させていただきたいと考えております。

○事務局 それでは、スライド5にあります都市計画基礎調査の結果について、改めて御説明させていただきます。

まずは人口についてです。こちらは国勢調査の結果に基づき調査しております。平成22年から令和2年度までにおいて、区域内の人口はおおむね横ばいで推移している状況です。人口の多くが清武町今泉地区の工業団地周辺、沓掛地区の駅周辺に集中しております。人口密度の増減も調査の結果、大きな増加は見られておりません。

土地利用に関してですが、調査区域の約8割が山林や農地で占められております。国道269号及び日向沓掛駅周辺、県道340号及び水無川沿いに住宅用地が集中し、その周辺に商業・工業が点在している状況です。

農地転用状況については、平成28年度以降、年間6件前後で推移しております。スライド左下に農地転用箇所を主な位置をお示ししていますが、全て農用地区域外で既存の住宅地に近接している場所となっております。

また、スライド右上に農地転用状況の表をお示ししておりますが、転用目的は住宅とその他の項目として、農作業用施設や太陽光発電施設が多くを占めている状況です。

建物動向についてです。令和元年まで住宅の新築が増加傾向で、その後減少しております。令和元年に商業系の建物が3件新築されていますが、いずれも国道269号沿いと県道340号沿いとなっております。区域内の約7割の土地が住宅として利用されている状況です。

準都市計画区域の検討範囲を、これまで清武南インターチェンジから約2キロメートル圏内としておりましたが、都市計画基礎調査の結果、農地転用が一定数あるものの、農用地区域での転用はなく、農業振興地域に関する法律により優良農地の保全が保たれております。

また、国道269号、県道340号の幹線道路沿いに建物が多く立地していることから、新たな準都市計画区域の検討範囲は、農用地区域を含まず、清武南インターチェンジにつながる幹線道路である県道清武南インター線と市道丸目インター線周辺の青丸で囲まれた区域で改めて提案をさせていただきたいと考えているところです。

なお、新たな区域のほとんどが民有林となっております。一定規模以上の面積を有する開発において、森林法に基づく許可が必要となります。

OA 委員 最後のところがすごく重要で、結論として、結局言いたいのは、今の説明だと、建物ができているのは国道269号と県道340号沿いで、これだと、ここに建っている分には問題がないから外すということなんですか。その認識、その説明がないんです。道路沿いにできているから、だから適用しなくていいと言っているのか。

○事務局 水無川とか、県道がありますが、こちらについては既存の家屋とかが張りついてちょっとした町がもう形成されていると。あと、269号の沓掛、あの辺りも既に住宅がかなり建っているということを考えて、そこについては今回の規制はかけない。

OA 委員 素朴な質問ですが、沓掛地区の隣のところに商業施設をつくるとか開発したいという話のとき、それは規制はかからないことになりますね。要するに既に建物ができているから規制をかけない。その隣のところが、まさに家を立ち退いてもらってつくるといふことはないで、その隣の周辺が網をかけなければいけないところではないかと。そのとき、そこは建物が建っているからやりませんという話で狭めているんです。それは問題ないんですか。

○事務局 今の右側の県道沿いと269号沿いについては、もう既に形成されている町もあ

りまして、今から大きな開発がなされる可能性は低いと。

○OA 委員 その隣に土地とか空いていないんですか。周辺のところというか、建物の脇ぐらいのところはその後開発の余地があるわけじゃないですか。そういうところに関してはずっと引いて絞るんだというその論理が分からない。

○事務局 清武南インターチェンジを中心として、恐らく開発はインターチェンジの近くから当たりをつけてくることになると思います。なので、この2キロの端っこのほうにある今申し上げた集落については、開発の動向というのは薄いのではないかと事務局としては考えているところです。

○OA 委員 開発されないだろうと。

○事務局 はい。

○OA 委員 それゆえにそこは外すんだと。

○事務局 最小限として考えたときに、インターチェンジの周辺でどういうふうに道路が走っているのか。清武インター線と市道ですね。やはり道路がないと何か立地することはなかなかできないのかなど。森林のエリアもかなり広いですけれども、道路から300メートル範囲ぐらいに今照準を当てて指定をしようとしているところです。

○OA 委員 その説明だと、沓掛地区とかはインターから離れているから、そして既に建物が建っていて、その周辺は開発されることはないだろうという前提の下なんですね。

○事務局 そうです。

○OA 委員 開発されるのは、広くではなくて、まさにインター周辺というところを今回はやりたいということなんですね。

○事務局 そうですね。

○OA 委員 さっきの都市マスでの位置づけの話といい、このところの説明がちょっと分かりづらい。絞るなら絞る理由についてもっと積極的に書かなければいけないのではないかという感じがしました。一応、対象地域としては調査したけれども、ここに絞る理由は何かということはきちりと説明する必要があると思います。そうでないと今の話を聞いているだけで分かる人は誰がいるんだろう。つくった人は分かるだろうけれども、僕らが分からなくて一般県民は分かるだろうか。そこはやはり伝わるように判断の根拠をきちんと明示して、ここにしますということを示す必要があるのではないかということと、先ほど言った、県の都市マスとの計画の整合性の説明はきちっとすることが必要ではないかと思います。以上です。

○嶋本委員長 ありがとうございます。恐らく次回あたりで詳細な地域が出てくると思いますが、そのときに説明をお願いしたいと思います。

そのほか。

○OB 委員 丸で書いてそれを連ねているから、今回はこの辺りを前提として区域指定をしたいと考えていますという話ですよ、多分。だから、いろいろ議論はあるだろうけれども、最終的にはこれは丸ではなくて線になるんですよ。

○事務局 今は丸の範囲でお示ししていますけれども、最終的な指定のエリアは、線で地形・地物というところで囲うと。

○OB 委員 そうすると、既に集落ができているところは、規制をかけるのかかけないのか、含むのか含まないのか。それは詳細に、土地利用がどうなっているのか、誰が持っているのか、そういうのも考えた上で引くのだろうし、当然そこの集落の人たちの意見も聞かなくてはいけないだろうし、そういうことで最終案が引かれていくと。基本的には道路がないと開発はできないので、道路に沿ったある一定範囲のところを指定したと。そういう現状だということで我々認識して、次回に、こういうラインを引きましたというのが出てくるという考え方でいいんですかね。今日いろいろ議論がされたところでしたが。

○事務局 次回お示しするときには、2キロ圏内から絞ったきちっとした根拠、それと、今丸でお示ししている区域のさらに詳細な線で示したエリアをお示ししたいと思っております。

○OB 委員 だから、その線を引く際には当然根拠があって、その根拠についてはこうだという説明が次回なされると。今回はそこまでは踏み込めないけどというお話でよろしいですよ。

○事務局 はい。

○OB 委員 ありがとうございます。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○OF 委員 さっきのコンパクトになったこの丸が、2ページの最初の地図のところにあつたらすぐく分かりやすかったのかなと思います。それがなくてこの丸印のだけ拡大されると、何となくぴんと来なかったというところがあるのかなと思いました。

○嶋本委員長 2ページは今までの経緯ということなので、そこからまた狭めていったという理解ですが、参考にしてください。

そのほか御意見等ございますでしょうか。

OB 委員 この件じゃなくてもいいですか。

○嶋本委員長 はい、どうぞ。

OB 委員 この準都市計画区域の指定の話以外の話をコメントとしてしたい場合は、この話が一応終結した後で。

○嶋本委員長 そうでしょうか。取りあえず準都市計画の話は今受け付けたいと思いますけれども、そのほか御意見よろしいですか。

では、ないようでしたら、ちょっと整理させてください。今日の委員会で出てきた話としては、物流系とかの立地の可能性は残すということですね。それは都市計画区域マスタープランにも整合しているのでそれを残すと、可能性も含めた計画にするということで、範囲は、前に出ているような範囲からさらに狭めたところで、次回、詳細な範囲が出てくるということでもいいですか。というところまで一応この委員会で了解したということよろしいですか。

次回は、今回の議論を踏まえて、さらに詳細な案が出てくると私は理解しております。ということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、取りあえず準都市計画区域の指定は以上にしまして、そのほかの御質問、御意見をお願いいたします。

OB 委員 1つ目の議題の話で恐縮なんですけど、都市計画区域マスタープランの、これは改定なんですね。今まで私も何度かこのプランの策定に関わらせてもらって、若干違和感を感じている点を少し言わせていただきたいと思います。

県内広い範囲を大きく6つの地区に分けて、それぞれの地区のマスタープランを冊子にまとめていますが、書いている中身がほぼほぼ一緒なんです。さっき一番初めにちょっと言いましたが、10年後、20年後はどうなっていますかという話。今ものすごい勢いで地方の人口、宮崎県も含めて減っていて、特に中山間地域はすごい勢いで衰退している。10年後、20年後は本当に誰か住んでいるかどうか分からないようなところも、中部圏域と似たような書きぶりになっていて、産業の振興を図るとか、そのための地域、都市づくりをしますと書いているけれども、本当にそれが10年後、20年後を目指す中身になっているのかということにもものすごい違和感を前回感じて、今回もそういう形になるべくならないように、それぞれの地域の特徴、例えばドッチファイルの中部の2ページのところに「宮崎県の目指す都市づくり」というのがあって、それぞれスケールダウンしてパーツ、パーツが書かれていますが、これがおしなべてそれぞれの地区に含まれていて、でも本当はこの

パーツ、パーツはその地区によって全然重さが違っているはずなので、実質的なマスタープランを今回の改定では目指していただきたいなど。

今、世の中はすごい勢いで地域が衰退していく。止められないような状況にあるので、マスタープランにそういう状況をできる限り反映させた内容にぜひしていただきたいなど。最初の議論に戻って恐縮ですが、コメントとして言わせていただきました。以上です。

○嶋本委員長 ありがとうございます。恐らく圏域によって事情が違うでしょうから、その辺りも積極的に反映してほしいという意見だったと思います。事務局、特によろしいですか。もしあればお願いします。

○事務局 今から改定に入っていきますが、そういうお声を真摯に受け止めて、反映できるところは反映していきたいと。地域によって抱えている課題とか様々ですので、当然それは反映されるべきなのかなと思っておりますので、また次回以降、お示しできるタイミングで皆様の御意見を伺っていきたくて思っております。

○嶋本委員長 ありがとうございます。そのほか御意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもって終わりたいと思います。本日いただいた御意見については、事務局で対応の検討のほうをお願いいたします。検討結果につきましては、次回開催する専門委員会の場合において報告をお願いします。

それでは、以上で本日の議事は終了したいと思います。

進行を事務局へお返しいたします。

○事務局 嶋本委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、大変貴重な御意見をありがとうございました。今後また事務局で説明する際には、根拠等をしっかり整理いたしまして、丁寧な説明を行っていきたくて考えております。

次回第4回の専門委員会は12月頃に開催する予定としております。その際、準都市計画区域の指定の要否について、専門委員の皆様にも最終的な御意見をお伺いする予定としております。よろしく申し上げます。

また、都市計画区域マスタープランにつきましては、来年2月頃に開催する第5回の専門委員会において素案を提示させていただきます。その際、御意見をお伺いする予定としておりますので、今後とも御指導をよろしくをお願いいたします。

次回の専門委員会につきましては、日程が近づきましたら、日程調整のメールを送付させていただきますので、御回答のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回宮崎県都市計画審議会専門委員会を閉会いたします。

す。本日はありがとうございました。

午前 11 時 24 分閉会